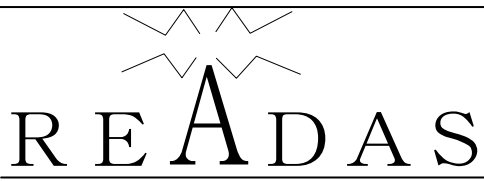


第 4537 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 7月31日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 雇用促進税制の適用

**Q**：雇用促進税制の要件に該当しましたので適用を受けたいと思います。どうしたらいいですか？

**A**：ハローワークから雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類をもらい、その写しを確定申告書に添付します。

### 【解説】

この制度は、青色申告法人が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までに開始する各事業年度において、ハローワークに雇用促進計画を提出し、以下の要件のすべてを満たした場合に一定の税額控除が受けられるというものです。

- ①適用年度及びその適用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度に、法人都合による離職者がいないこと
- ②基準雇用者数が5人(中小企業は2人)以上であること
- ③基準雇用者割合(基準雇用者数の前事業年度終了の日における雇用者数に対する割合)が10%以上であること
- ④給与等支給額が比較給与等支給額以上であること
- ⑤雇用計画を事業年度開始後2ヶ月以内に所轄のハローワークに提出すること
- ⑥雇用計画の達成状況の確認を事業年度終了後2ヶ月以内にハローワークで受けること  
申告で、この制度の適用を受けるには、⑥の書類の写しを確定申告書に添付しなければなりません。

